

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
水質汚濁防止法第13条の3第1項	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造等の改善命令又は使用停止命令	環境企画課

1 処分基準は、次のとおりとする。

有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者が第12条の4の基準を遵守していないと認めるとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。